

令和 7 年度

乗用自動車交換購入
仕 様 書

令和 7 年 8 月

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

1. 概要

本仕様書は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所が発注する「乗用自動車交換購入」に適用するものである。

納入車両は下記に定める各項目を満足し、操縦性能が良好であって、その使用に対し十分な耐久性を有するものとする。また、納入車両は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合し、納入後直ちに公道の走行が可能なものとする。

なお、本仕様書に明記されている数値は標準の設計値とし、ここに明示されていないものについては、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

2. 車種及び数量 乗用自動車（ハイブリッド車） ミニバンタイプ 1台

3. 環境性能

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目の判断基準のうち、「13. 自動車等」の基準を満たすものであること。
- (2) 「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年運輸省告示103号）の基準のうち、平成30年排出ガス基準50%低減レベル以上又は平成17年排出ガス基準75%低減レベル以上のものであること。
- (3) 「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）の基準のうち、2030年度燃費基準値80%以上達成車かつ令和2（2020）年度燃費基準値以上のものであること。

4. 主要諸元

(1) 車両寸法

全長	4,690mm 以上
全幅	1,695mm 以上
全高	1,840mm 以上

(2) 最低地上高 135mm 以上

(3) 室内寸法

室内長	2,805mm 以上
室内幅	1,470mm 以上
室内高	1,400mm 以上

(4) 車両重量 2,000kg 以下

(5) 乗車定員 7人以上

5. 車体

- (1) 総排気量 2,000cc未満
- (2) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (3) 変速機 A T（C V TなどA T免許で運転可能なものを含む）
- (4) 駆動方式 前輪駆動

- (5) 車体色 塗装はメーカーの標準仕様とし、塗色は契約時に当所担当職員が指定するものとする。

6. 装備品及び付属品

- | | |
|---|-----|
| ① エアコン | 1 式 |
| ② ナビゲーションシステム
(VICS対応、バックビューモニター付、AM/FMラジオ装備、
TV受信機能無 (TV視聴できないよう処理を施したもので可))
※ナビ利用に料金が発生するものは不可 | 1 式 |
| ③ ETC2.0車載器 (ナビ連動型、セットアップ作業含む。) | 1 式 |
| ④ ドライブレコーダー (前方・後方撮影、ナビ連動型) | 1 式 |
| ⑤ パワースライドドア (両側) | 1 式 |
| ⑥ フロアマット (全席)、ラゲージマット | 1 式 |
| ⑦ サイドバイザー | 1 式 |
| ⑧ 停止表示板 | 1 式 |
| ⑨ 標準工具 | 1 式 |
| ⑩ スペアタイヤ (ホイール付、純正サイズ)
※スペアタイヤの設定が無い場合はパンク応急修理キットで可 | 1 式 |
| ⑪ 取扱説明書 | 1 式 |
| ⑫ その他標準装備品 | 1 式 |

7. 登録等

受注者は、納入に際して、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律による法的手続きの一切を代行するものとし、これらに要する費用については本契約に含むものとする。

また、自動車重量税法による自動車重量税、使用済自動車の再資源化等に関する法律 (以下「自動車リサイクル法」という。) に係るリサイクル料金の納付及び自動車損害賠償補償法による自動車損害賠償責任保険の契約は受注者が行うものとする。

8. 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険

車両登録時に必要な自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険は次のとおりとする。

自動車重量税	自家用乗用自動車	3 年
自動車損害賠償責任保険	自家用乗用自動車	3 7 カ月

9. 検 査

発注者は、納入時に、納入車両の寸法、外観、装備品及び付属品等进行检查するとともに、運転装置及び各装置の全般的な機能についても検査するものとする。

なお、発注者が必要と認めた場合には他の検査を追加することができる。

検査に要する器具及び人員等については、受注者において準備するものとし、これらに要する費用は受注者の負担とする。

10. 保証

納入後、1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償で修理を行わなければならない。ただし、メーカー等が定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合は当該保証期間を適用する。

特に重大な故障等が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償で修理を行わせることができる。

11. 納入場所及び納入期限

(1) 納入場所

神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

(2) 納入期限

令和8年7月30日まで

12. 下取り車両

(1) 発注者が所有する以下車両1台を下取り車両として受注者に引き渡すものとする。

引渡場所	上記11. (1)と同じ
車両名	トヨタ エスティマ
型 式	DBA-ACR55W
登録番号	横浜302 た 5290
車台番号	ACR55 -7003250
初年度登録年月	平成18年3月
排気量	2.36L
車両重量	1,770kg
車検有効期限	令和9年3月28日
走行距離 (R7.7.31現在)	172,015km

(2) 下取り車両の引き渡しは、原則、上記9. の納入車両の検査合格後とする。

(3) 受注者は、引き渡しを受けた下取り車両について、一時抹消登録及び自動車賠償責任保険の解約を行い、抹消登録証の写し及び自動車損害賠償責任保険証明書を発注者に提出するものとする。一時抹消登録証明書において、当該車両の所有者を発注者から受注者に変更すること。これらにかかる費用は受注者の負担とする。自動車損害賠償責任保険の解約返戻金については、受注者は発注者が下取り車両を引き渡した後に別途発行する請求書により、所定の期限までに当所指定の口座へ振り込まなければならない。

(4) 下取り車両については、自動車リサイクル法第73条に基づく再資源化預託金等及び資金管理料金（以下、「リサイクル料金等」という。）を以下のとおり預託済みである。

登録番号	再資源化預託金等	資金管理料金	備考
横浜 302 た 5290	15,120円	380円	平成18年3月29日

上記の再資源化預託金等に相当する額については、乗用自動車交換購入費用と相殺するため入札価格に含めるものとする。

なお、預託証明書（リサイクル券）は下取り車両の引き渡し後に受注者へ引き渡すこととする。

- (5) 受注者は発注者より下取り車両を受領した際、交換物品受領書（別添）を発注者に提出するものとする。

13. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入車両は、納入期日前 1 箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない。

- (2) 下取り車両に付属する機器等については、引き渡しの対象とする。

- (3) ナビゲーションは受注者にて設定し、正常に使用できる状態にすること。

ＴＶ（ワンセグを含む）が視聴可能な機器である場合は、アンテナを接続しない等によりＴＶを視聴不可能な状態にすること。

- (4) ＥＴＣ車載器のセットアップは受注者にて行うこと。

- (5) 発生した物品等については、受注者の責任において適正に処分すること。

- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

- (7) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上

(別添)

交 換 物 品 受 領 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
財産管理役 港湾空港技術研究所長 殿

受注者 住 所
 名 称
 氏 名

令和 年 月 日第 号で契約した「乗用自動車交換購入」に基づき、
下記の交換物品を受領しました。

記

1. 交 換 物 品	(品 目)	乗用自動車
	(車両名)	トヨタ エスティマ
	(数 量)	1 台